

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号				
手続名	商工組合及び商工組合連合会に対する解散の命令	根拠条項	第69条第3項				
処分基準	<p>第69条第3項の規定による商工組合及び商工組合連合会に対する解散の命令については、第67条の規定による命令に違反したとき、組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当でなくなつたと認める場合において、その実態、今後の再建見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案し、処分を行うか否かを判断するものとする。</p> <p>以上のほか、商工組合及び商工組合連合会が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上事業を停止していると認めるときは、「休眠組合の整理に係る都道府県等の事務について（平成8年11月1日付け8企庁第1452号）」によるものとする。</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	目次NO